

小金井市校庭開放事業校庭使用ガイドライン（スポーツ団体）

（新型コロナウイルス感染症）

令和2年6月25日
小金井市教育委員会

校庭開放事業における新型コロナウイルス感染症予防対策として、使用する団体は以下の点に留意し使用するようお願いいたします。

1 利用者が遵守すべき事項

- (1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - ・ 体調がよくない場合
 - ・ 同居の家族や身近な人に新型コロナウイルスの感染者又は感染が疑われる人がいる場合
 - ・ 二週間以内に海外から帰国した人又はそのような人と接触がある人
- (2) マスクを持参すること（スポーツを行っていない時のマスクの着用）
- (3) こまめな手洗いによる手指消毒を実施すること
- (4) 可能な限り利用者同士の距離をとること
- (5) 大きな声で会話や応援等は控えること

2 その他

- (1) 団体の指導者は、感染が発生した場合に備え、利用日ごとに利用者名簿を作成し、一か月保管すること。保健所等の公的機関へ情報提供されうることを事前周知するなど、個人情報の取扱いに十分注意してください。
- (2) 施設利用時に出たごみは必ず持ち帰ること。
- (3) 使用後は、水道の蛇口、トイレのドアノブ、学校の備品等使用箇所を消毒すること。
※ お手数をおかけしますが、消毒液及び消毒方法は別紙厚生労働省の資料による方法かアルコール消毒を団体でご準備の上行ってください。
- (4) 活動中は必ず複数の大人がいること。
- (5) 別紙のチェックリストを確認の上、活動ファイルに保管すること。

利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、生涯学習課に報告してください。